

はしがき

高齢化の進展に伴って、金融機関では必然的に相続手続の事務が増加しています。その取扱いを慎重かつスピーディーに行うことが求められるのはもちろんですが、近年では、預貯金者の死亡により、子世代の利用している都市部の金融機関への「預貯金の流出」が懸念されています。その防止策として「相続」という接点を足がかりとし、お客様の満足度を高めることにより、メイン化や囲い込みを進めることも考えられます。

一方お客様の目線で考えますと、2015年1月に施行された相続税および贈与税の税制改正により、今まで税金を払う必要のなかった人も課税される可能性があることなど、より多くの方が生前から相続に向き合う必要に迫られています。特に相続税の基礎控除額が引き下げられ相続税の申告の必要がある世帯が拡大し、それまで「相続税の申告など無関係」と思っていた人たちも、事前の相続対策に関心をもつきっかけとなったと言えるでしょう。

本書は2016年10月に雑誌「J A 金融法務 増刊号」として発刊された内容を広く全金融機関向けに改訂し、相続手続に関する最新の情報を盛り込み単行本化しました。J A 金融法務増刊号のわかりやすさはそのままに、多くの金融機関の方たちにご活用いただける内容となっております。金融機関が営業店における相続に関するアドバイスや手続きの際には、最低限知っておきたいことを取り上げ、金融機関の現場をよく知る方々に執筆をしていただきました。

相続業務のより一層の充実および親・子・孫世代というリレーションを築く一助として、本書が今後、皆様の実務のお役に立つこととなれば幸いです。

平成29年12月

経済法令研究会

CONTENTS

第1章 知っておきたい 相続基本知識

1 相続に関する一般的な流れ	2
2 手続きや届出の内容	4

第2章 相続相談をお勧めするタイミングと声かけの例

1 本人へのお勧めのタイミングと声かけの例	14
Case 1 相続に関するセミナーや相談会のご案内をするとき	14
Case 2 エンディングノートの活用をお勧め（配布する）とき	15
Case 3 給与振込口座として利用されている方が退職金を受け取るとき	16
Case 4 年金振込口座の指定予約をされている方を訪問したとき	17
Case 5 保険満期金の振込みがあったとき	18
Case 6 年金受給者への誕生日プレゼントを渡すとき	19
Case 7 遺族年金を受け取っている方を訪問したとき	20
2 ご家族(子、配偶者)へのお勧めのタイミングと声かけの例	21
Case 1 住宅ローン完済のとき	21
Case 2 定期預金の満期を迎えたとき	22
Case 3 親の介護の話題になったとき	23

第3章 Q & A 相続アドバイスと手続きサポート

1 相続対策に関するアドバイス	26
Q1 高齢の親に認知症の症状が見られるという相談を受けた場合、 どのようにすればよいでしょうか	26
Q2 介護費用が問題になることが多いと聞くのですが、 考慮すべきことは何ですか	28
Q3 相続税とはどのような税金ですか。 どのくらいの財産額から課税されるのでしょうか	31

Q4 相続税の課税対象になるもの、ならないもの、 控除できるものを教えてください……………	34
Q5 「自分は相続税納税の対象外だからアドバイスは不要」と言われましたが、 本当に相続対策は不要なのでしょうか……………	37
Q6 不動産の評価の考え方や、評価上の特例があれば教えてください…	40
Q7 相続税の対策等で生命保険の利用をお勧めする場合の ポイントを教えてください……………	43
Q8 分割対策等その他の場合に生命保険の利用を お勧めする場合のポイントを教えてください……………	46
Q9 遺言の活用をお勧めする場合のポイントを教えてください……………	49
Q10 遺言信託の活用をお勧めする場合のポイントを教えてください……………	52
Q11 生前贈与の活用をお勧めする場合のポイントを教えてください……………	55
Q12 相続では、納税対策が必要と聞きました。 納税対策とはどのようなものですか……………	58
Q13 ジュニア N I S A で孫への財産移転はできますか……………	61
Q14 投資物件の購入で資産を圧縮する際のポイントを教えてください……………	64
Q15 賃貸物件の建設で不動産評価を引き下げる際の ポイントを教えてください……………	67
Q16 二次相続への備えを提案する場合のポイントを教えてください……………	70

2 相続発生後のサポート…………… 73

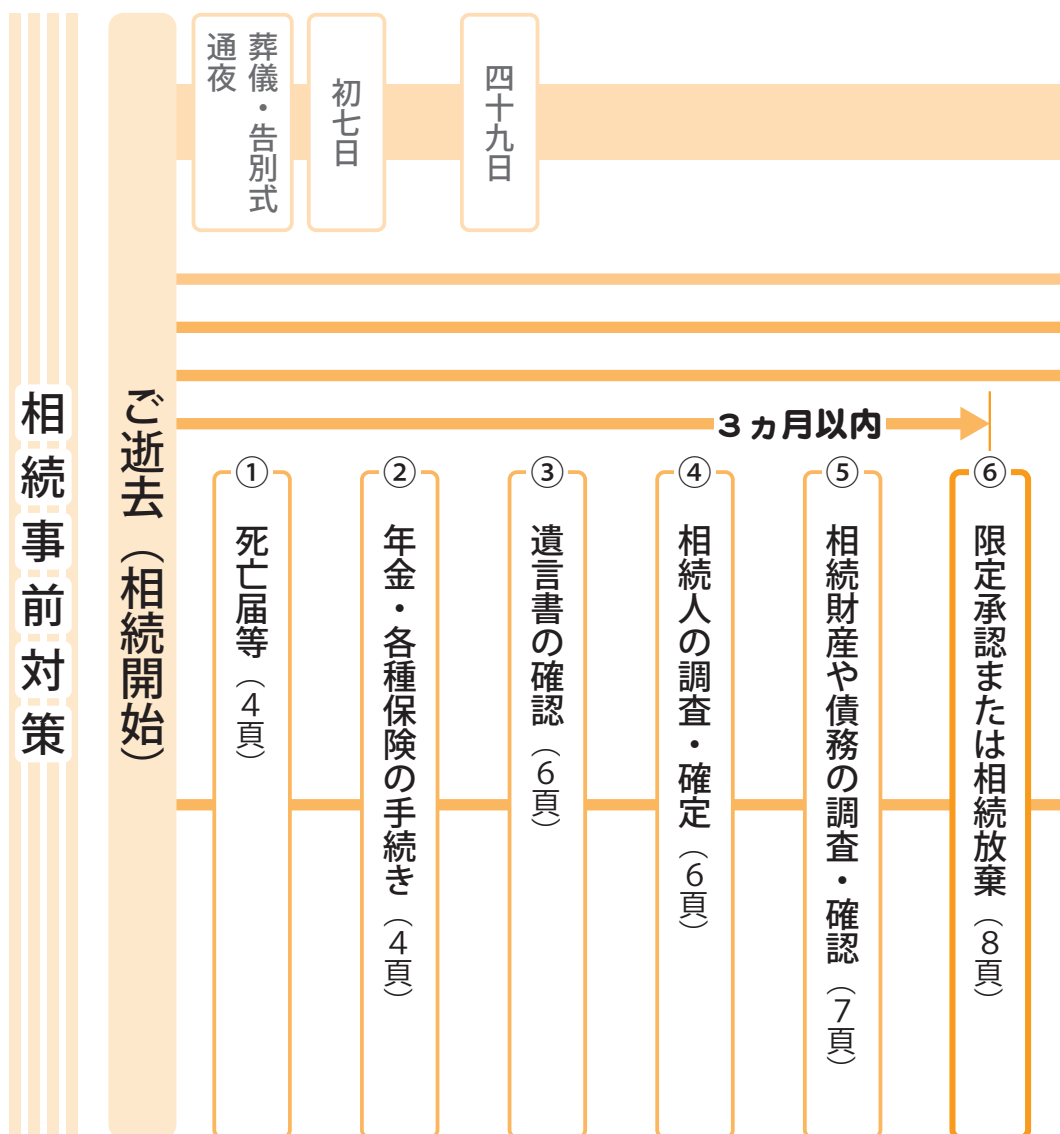
Q17 お客様との会話で相続の発生を知りました。 金融機関の職員としてすぐに対応すべきことは何ですか……………	73
Q18 相続人からの残高照会などがあった場合の注意点を 教えてください……………	76
Q19 相続により生活口座が凍結された後に払戻請求がありました。 どのように対応すべきでしょうか……………	78
Q20 相続人から、相続手続ではまず何をすべきかと聞かれました。 どのように答えたらよいでしょうか……………	80

第4章 心を込めた相続手続対応

1 窓口対応のポイント	84
Point1 ご遺族が来店したときの窓口対応・基本例	84
Point2 ご遺族が来店したときの窓口対応・応用例	89
Point3 相続手続に関するケーススタディ	93
Point4 ご遺族への対応に関する留意点	97
2 弔事作法のポイント	99
Point1 お悔やみの言葉	99
Point2 基本的な弔事の流れ	101
Point3 受付・焼香での作法	102
Point4 弔問に関するケーススタディ	104

1

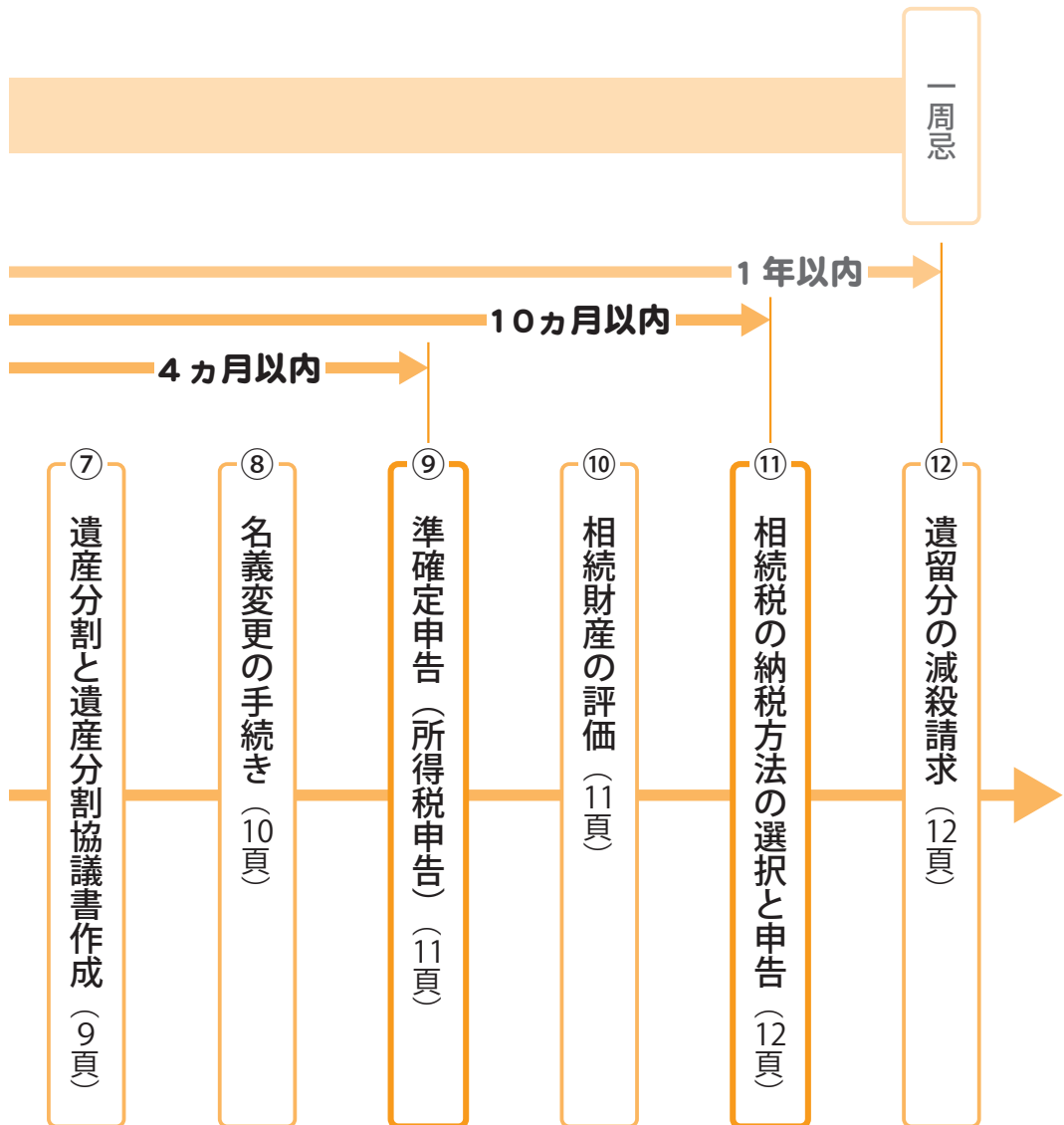
相続に関する一般的な流れ



相続のプロフェッショナルから **プラスワン**

相続税を納税するためには、生前から次の相続対策が必要です。

- ☑争族対策：遺留分を考慮した遺言書等を準備する。
- ☑節税対策：生前贈与などを利用して相続財産の評価を下げておく。
- ☑納税資金の準備：死亡保険等への加入や売却できる不動産を明確にしておくなど、現金化できるものを準備しておく。



相続のプロフェッショナルから プラスワン

相続が発生する前に、相続財産一覧表の作成を提案しましょう。この一覧表を作成することによって、相続財産の整理ができて、遺言書の作成や財産分割のために役立ちます。なお、土地・建物については、登記事項証明書を取得し、その番地を記載していきます。番地は、市区町村の住居表示と違うことがありますので、注意するよう促すとよいでしょう。

2

手続きや届出の内容

① 死亡届等

被相続人（死亡した人）の死亡後に行うものとして、次の手続き等が必要です。

- ・ 医師から「死亡診断書」を取得
- ・ 死亡を知った時から7日以内に市区町村へ「死亡届」を提出し、「死体火葬許可書」を取得
- ・ 葬儀等（通夜・告別式）の準備

死亡診断書については家族の方が医師から取得しますが、諸手続きに必要なことがあるので原本を3～4枚取得しあとは10枚ほどコピーしておけば十分でしょう。

地域によっては、死亡届等は近所の人から市区町村に提出してもらい、死体火葬許可書を取得してもらうこともあるようです。

葬儀等においては、葬儀社のアドバイスを聞きつつ、関係者等に通夜や葬儀の場所・日時等の連絡を行い、葬儀日の挨拶状などの準備を行います。

② 年金・各種保険の手続き

◆ 公的年金関係

被相続人が公的年金を受給していた場合の手続きの概要は、以下のとおりです。

種類	内容	提出先
年金受給権者死亡届	年金を支給停止するため「年金受給権者死亡届(報告書)」を提出。年金請求時にマイナンバーを記入している場合は不要。	年金事務所
未支給年金	年金の支給は偶数月の15日に前月2ヵ月分が支給されるので、必ず未支給年金が発生する。「未支給(年金・保険給付)請求書」を提出。	年金事務所
遺族基礎年金	被相続人によって生計を維持していた子(18歳まで(障がい者の場合は20歳まで))をもつ配偶者に支給される。「遺族基礎年金裁定請求書」を提出。	年金事務所、 または 市区町村
死亡一時金	遺族基礎年金を受給できない場合に支給される。「死亡一時金裁定請求書」を提出。	年金事務所、 または市区町村
遺族厚生年金	厚生年金加入者・受給者等が死亡すると、配偶者の年齢に応じて遺族厚生年金が支給される。「遺族厚生年金裁定請求書」を提出。	年金事務所

◆ 労災保険（死亡時に勤務していた場合のみ）

労災保険の被保険者が、業務上・通勤上の災害で死亡した場合は、以下のとおり遺族年金等（公的年金と併給）が支給されます。

種 類	内 容	提出先
遺族（補償）年金	業務上の死亡は「遺族補償年金」、通勤上の死亡は「遺族年金」といい、「遺族（補償）年金支給申請書」を提出。	労働基準監督署
葬祭料(葬祭給付)	葬儀を行う家族等が「埋葬料請求書」を提出。	労働基準監督署

◆ 医療保険（健康保険）

医療保険の手続きは生前に加入していた医療保険の種類によって以下のとおりです。

種 類	内 容	提出先
健康保険 共済組合	被相続人を雇用している会社が「健康保険資格喪失届」を提出。被扶養者は、家族の健康保険の被扶養者となるか国民健康保険に加入することになる。併せて、埋葬料（5万円）を請求できる。	健康保険 ：日本年金機構 (けんぽ協会) 共済組合 ：各共済組合 ※埋葬料(費)につ いて加入の団体
国民健康保険	「国民健康保険喪失届」を提出。併せて、葬祭費（5万円前後、自治体による）を請求できる。	市区町村
後期高齢者 医療保険	「後期高齢者医療資格喪失届」を提出。併せて、埋葬費（5万円前後、自治体による）を請求できる。	市区町村

◆ 生命保険等

生命保険等は、加入先の保険会社の手続きが必要です。

種 類	内 容	提出先
生命保険 損害保険	被保険者が被相続人の場合に保険会社に請求	加入先の保険会社

営業店の相続手続・アドバイス推進ガイド

2017年12月30日 初版第1刷発行

編 者 経 済 法 令 研 究 会
発 行 者 金 子 幸 司
発 行 所 (株) 経 済 法 令 研 究 会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823
<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京 03(3267)4812 大阪 06(6261)2911 名古屋 052(332)3511 福岡 092(411)0805

表紙デザイン／清水裕久 本文レイアウト／有限会社ねころの一む イラスト／井上秀一 組版／DTP室 制作／田崎陽子 印刷／(株)日本制作センター

©Keizai-hourei-Kenkyukai 2017

ISBN 978-4-7668-3367-6

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

（ホームページ [書籍・定期刊行誌 TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#)）

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えいたします。